

災害時における応急対策業務の
支援に関する協定

福 島 市

社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

福島市（以下「甲」という。）と、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における応急対策業務の支援に関して次の通り協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な天然現象及び予期できない災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に応急対策の実施ができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、施設に災害が発生し支援の要請が必要であると認めるときには、乙に対し、応急対策の協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 甲の管理する公共施設等の被災状況調査
- (2) 甲の管理する公共施設被災等の応急対策及び、災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること
- (4) 登記・境界関係無料相談所の開設
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統（以下「実施体制表等」という。）を甲に報告するものとする。

なお、実施体制表等に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が調査に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 調査の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報

告し、その処置について、甲、乙協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 本協定は、平成24年11月14日から平成25年3月31日までの期間とする。

2 甲又は乙より期間満了の1ヶ月前までに特段の意思表示がない限り、本協定は1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月14日

(甲) 福島市五老内町3番1号

福島市長

頼 下 孝 則



(乙) 福島市浜田町4番16号

社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

新 藤 澤

